



令和2年3月2日

内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)

「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」 作成・公開のお知らせ

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)は、サイバーセキュリティ対策において参照すべき関係法令を Q&A 形式で解説する「サイバーセキュリティ関係法令 Q&A ハンドブック」(以下「本ハンドブック」といいます。)を作成し、令和2年3月2日(月)に NISC Web サイトで無料公開いたしました。

企業における平時のサイバーセキュリティ対策及びインシデント発生時の対応に関する法令上の事項に加え、情報の取扱いに関する法令や情勢の変化等に伴い生じる法的課題等を可能な限り平易な表記で記述したものとなっています。

企業実務の参考として、効率的・効果的なサイバーセキュリティ対策・法令遵守の促進への一助となれば幸いです。

■公開ページ

「サイバーセキュリティ関係法 Q&A ハンドブック」

https://www.nisc.go.jp/security-site/law_handbook/index.html

上記 Web ページにおいて PDF ファイルで公開しております。
冊子での配布は行っておりません。

【Q&A で取り上げている主なトピックス】

1. サイバーセキュリティ基本法関連
2. 会社法関連(内部統制システム等)
3. 個人情報保護法関連
4. 不正競争防止法関連
5. 労働法関連(秘密保持・競業避止等)
6. 情報通信ネットワーク関連 (IoT 関連を含む)
7. 契約関連(電子署名、システム開発、クラウド等)
8. 資格等(情報処理安全確保支援士等)

9. その他各論（リバースエンジニアリング、暗号、情報共有等）
10. インシデント対応関連（デジタルフォレンジックを含む）
11. 民事訴訟手続
12. 刑事実体法（サイバー犯罪等）
13. 海外法令（GDPR 等）

【本ハンドブック作成の経緯について】

- (1) サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）において「企業がサイバーセキュリティ対策の実施において参照すべき法制度に関する整理を行う」こととされたことを受け、サイバーセキュリティ戦略本部普及啓発・人材育成専門調査会は、平成 30 年 10 月 10 日、サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を目的としたサブワーキンググループ（以下「サブ WG」という。）を設置した^(※1)。

主査：林紘一郎名誉教授
（情報セキュリティ大学院大学）
副主査：岡村久道弁護士
（英知法律事務所・京都大学）



※1 サブ WG Web ページ

<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/jinzai/wg/subwg/index.html>

- (2) サブ WG における方針として、経済産業省が平成 21 年に作成・公開した「情報セキュリティ関連法令の要求事項集」^(※2) をベースとしつつ、必要に応じて内容をアップデートし、また、新たに検討が必要となる法的論点を加えることとした。

※2 経済産業省「情報セキュリティ関連法令の要求事項集」

https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/docs/secgov/2009_JohoSecurityKanrenHoreiRequirements.pdf

(3) 具体的な執筆にあたっては、サブWGの下部にドラフトの起草を担当するタスクフォース^(※3)を設置し、有識者へのヒアリングや関係省庁の協力等も得ながらドラフトを作成し、令和2年2月18日にサブWGへ提出し、サブWGにおいてとりまとめを行った。



※3 サブWGタスクフォース構成員名簿

<https://www.nisc.go.jp/conference/cs/pdf/subwg-tf-meibo.pdf>

※本ハンドブックは、自由にご活用頂くことを目的として作成されたものですが、一部の記述について第三者が著作権等を有している場合があります（出典を記載しています）ので、ご注意ください。

【本報道発表に関する問い合わせ先】

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
基本戦略第1グループ・基本戦略第2グループ
電話 03-6205-4648